

ラジオ広報（高額療養費について） 11/24（火）放送

アナ	<p>皆さま、こんにちは。長寿医療ひとくちメモのお時間です。</p> <p>昨日は20年度の医療費についてお話を伺いましたが、今日は高額療養費について、長寿医療制度を運営しております、栃木県後期高齢者医療広域連合の〇〇さんに伺いたいと思います。〇〇さん、よろしくお願いします。</p>
〇〇	はい、よろしくお願いします。
アナ	早速ですが、〇〇さん。よく、病院窓口で自己負担した医療費が戻る制度があると聞きますが、その内容はどのようなものですか。
〇〇	はい。高額療養費という制度で、保険証を使って病院や薬局の窓口などでお支払された、同じ月内の医療費の自己負担額が一定の限度額を超えた場合に、申請して認められると、その限度額を超えた分が支給されるものです。
アナ	ひと月のうちに、病院や薬局の窓口で自己負担したすべての金額が対象になるのですね。
〇〇	<p>はい。病院や薬局の他に、保険で扱われる接骨院やあんま・マッサージなどの自己負担も対象となります。ですが、入院したときの食事代や個室の部屋代などは対象となりませんので、注意が必要です。</p> <p>なお、1ヶ月間の自己負担の限度額は、全員が同じわけではなく、収入や所得によって4段階に分かれています。</p>
アナ	わかりました。では、高額療養費の申請はどのようにするのでしょうか。
〇〇	<p>高額療養費に該当された方には、広域連合からお知らせのはがきをお送りしています。お知らせが届いた方は、お知らせのはがきとお振込先口座のわかるもの、そして、印鑑を持って、お住まいの市や町の担当窓口申請をお願いします。また、一度申請して口座を登録された方は、次回から申請の必要はありませんので、ご指定いただいた口座へお振込みいたします。</p>
アナ	高額療養費を申請するときには、領収書などは必要ないのですか。
〇〇	<p>はい、必要ありません。皆さんがお支払いされた自己負担額については、毎月、病院や薬局などから広域連合に報告がありますので、それをもとに、皆さんの高額療養費の計算を行っています。</p> <p>ただし、月ごとの計算件数は膨大な数ですので、診療を受けた月の翌々月の中旬頃に、その計算結果を集計しまして、その後、高額療養費に該当した方にお知らせのはがきを送りする流れになっています。</p>
アナ	<p>分かりました。この番組についてのお問い合わせは、</p> <p>栃木県後期高齢者医療広域連合 電話028-627-6805までお願いいたします。明日は今流行中のインフルエンザについて伺います。</p> <p>〇〇さん、今日はありがとうございました。</p>
〇〇	ありがとうございました。

